

ライブレストランにおける新型コロナウイルス感染 拡大予防ガイドライン

令和 2 年 10 月 14 日策定

令和 2 年 12 月 11 日改訂

日本ライブレストラン協会

目次

1. はじめに
2. ライブレストランの定義
3. 店舗内の各所における対応策
 - (1) レストランスペース内
 - (2) ステージ
 - (3) 店舗入口/受付
 - (4) 楽屋、控室
 - (5) トイレ
 - (6) 物販
 - (7) 厨房等の安全衛生管理
 - (8) 出演者への対応
 - (9) 周知・広報
 - (10)公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策
 - (11)公演終了後の対策

1. はじめに

本ガイドラインでは、ライブハウス・ライブホールや外食事業についてのガイドラインを参考に日本ライブレストラン協会会員内にて十分議論をおこない、新型コロナウイルス感染症予防の観点から会員から頂戴したご意見・コメントも踏まえて、場面ごとに具体的な感染拡大予防措置を示しています。

ライブレストランは、来店者が立って鑑賞するライブハウスとは異なり、レストランと同様、来店者ごとにテーブルと椅子を用意し、着席した状態でディナー等を楽しみながらジャズや歌謡曲などのステージを鑑賞する形となっております。原則的に立ち見は無く、密集して盛り上がるようなことや、観客が大きな声援を上げることはありません。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見、実演家団体等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜かつタイムリーに改訂を行うものいたします。

2. ライブレストランの定義

ライブレストランは飲食業に近い業態でライブハウス・ライブホールとは似て非なるものであり、以下の定義に合う業態を指すものとします。

- ・原則として自主事業を行っていること。
- ・音響、照明が備えられた常設のステージ上で生演奏があること。
- ・ほぼ常時有料ライブが開催されており、フード、ドリンク両方の飲食料金とは別にライブ演奏観覧料が設定されていること。
- ・すべての客ごとに指定されたテーブルと椅子が常設されており、食事と公演中の観覧時の場所が指定されていること。
- ・大部分でスタッフによる飲食の配膳提供がなされていること。
- ・客はショーを鑑賞しに来場しており、公演を妨げる客の会話等に関しては、スタッフが注意を行っていること。
- ・厨房室がホール室とは別に設置されており、飲食店営業許可を取得していること。
- ・原則的に客は着席して鑑賞しており、立ち見は無いこと。
- ・消防法で定められたキャパシティ内で営業をしていること。
- ・店舗として適切に演奏権の処理をおこなっていること。

3. 店舗内の各所における対応策

(1) レストランスペース内

1. 収容人数の50%程度にて公演を開催するようにしてください。但し、次のいずれにも該当するものに関しては、収容率100%を妨げないものとします。(環境音楽、トークライブ、アコースティック演奏、ジャズ、シャンソン、リズム&ブルース、フォーク(シンガーソングライター音楽)、歌謡曲(大人のポピュラー音楽、アダルトコンテンポラリー音楽)、クラシック、民族音楽[以上演奏及び観客の態様が静かな場合に限る。])に限る。)

- a) これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が歓声・声援等を発し、又は歌唱するなどの複数名が同時に大声を発して個別に主催者側の注意が行き届かなくなるなどの実態が見られないもの。
- b) これまでの開催実績を踏まえ、マスク(やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド※等)の着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策が徹底されているもの。
- c) 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が適切に実施されるもの。
- d) レストランスペースは着席する営業形態であるもの。
- e) 公演中にレストランスペース内で食事及び飲酒をさせていないもの。ただし、水、ソフトドリンクなどの飲料はその限りではないとし、飲料の摂取についてはマスクをずらし、速やかに摂取し、マスク(やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等)を着用させているもの。

※「やむを得ない事情のある場合」とは、過敏症や喘息、皮膚炎など健康上の理由のため、マスクの着用が困難な場合。(以下同じ。)

2.各回の公演ごと、あるいは観客が入れ替わるごとにテーブル、カウンター、会場内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所(高頻度接触表面)の消毒を行ってください。なお、消毒薬は、当該場所に最適なもの

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)を用いるようにする必要があります。

3.公演の前後及び公演の休憩中に、機械換気等により店内の換気を行ってください。また、公演中も定期的に適切な換気を行ってください。

〈厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」等を参考に取り組む。〉

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

※以下「喚起」の記述は、上記取組を参考とする。

- 4.来店者に対して、マスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）を必ず着用するとともにお互いが十分な距離を確保するように要請してください。
- 5.食事及び飲酒の提供時間と公演時間は区別してください。食事及び飲酒中以外は来店者にマスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）の着用を義務付けてください。（マスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）を持参していない来店者には、マスク（やむを得ない事情のある人にはフェイスシールド等）を配布又は販売できるように準備し、着用率 100%を担保してください。）
- 6.食事及び飲酒の提供時間は、店内の BGM の音量を抑えるなど、店内の環境整備を行い、来店者同士が食事及び飲酒中に大きな声を出すことのないようにしてください。また、公演中は来店者が大きな声を出すことのないようにしてください。
- 7.カウンターにはグループごとに飛沫が散布しないように、最低 1 m 以上離す、または、パーテーションを設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮してください。テーブルにおいては他グループとの同席はできる限り避け、やむをえない場合は、飛沫が散布しないよう、「外食事業の継続のためのガイドライン」に則り、グループごとにテーブル上にパーテーションを設置する、スペースに余裕があるときは斜めで着席するなど工夫してください。また、同グループをステージと垂直に座らせてください。
- 8.やむを得ない場合を除き、食事・飲酒中及び公演中に来店者が立たないように要請してください。
- 9.飛沫の散布を防ぐため、公演中の歓声や声援をさせないよう、公演前にステージ上などでの映像、協会定型の場内アナウンス、出演者への依頼などで来店者全員に周知徹底するよう行ってください。（大声を出す者がいた場合には、個別に注意等を行ってください。）
- 10.テーブルサービスで注文を受ける際、スタッフはお客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つようにしてください。清拭消毒できるメニューを作成し、声を発しなくても注文できる工夫やスマホのオーダーアプリなどの利用も検討して下さい。
- 11.カウンターサービスは、スタッフとカウンター席との間隔を最低 1 m 以上保つようにしてください。
- 12.カウンターでは、スタッフのマスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）の着用のほか、仕切りを設置するなど工夫してください。
- 13.大皿は避けて、料理は個々に提供してください。
- 14.来店者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう、また、スプーン、箸等の食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示等により注意喚起を行ってください。
- 15.スタッフは、マスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）の着用と手指消毒薬を携帯し、汚染した可能性がある場合に消毒することを徹底させてくだ

さい。また、目に見える汚れがある場合には石鹸・流水による手洗いを徹底させてください。来店者も手指消毒を行ってから入場するようにし、テーブル等に手指消毒薬を配置するなどしてください。

16.ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてください。

17.ルールやマナーを遵守できない来店者は退場を促してください。

18.飲食の提供については、「外食業の事業継続のためのガイドライン」も参照し、遵守するようにしてください。

(2) ステージ

1.出演者（演奏者・歌唱者等）と来店者の間の距離を、なるべく2m確保するようにしてください。それができない場合は、出演者から飛沫が拡散しないための適宜の対応（発声部分を中心に透明の遮蔽物を設ける等）を行うなど、飛沫感染対策を行ってください。

2.表現上困難な場合を除き出演者にもマスク（やむを得ない事情がある場合にはフェイスシールド等）着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔または遮蔽版を設置するようにしてください。また、公演の前後の手指消毒を徹底してください。

3.来店者と接触するような演出（声援を惹起する、来店者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は禁止してください。

4.密集状態が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定してください。

5.休憩中のトイレ混雑を避けるため、休憩時間を十分にとれる時間配分を行ってください。また、トイレの混雑が予測される店舗の場合、密にならないようトイレの同時使用人数を必要に応じ制限するとともに、人と人との十分な間隔（1m）を空けた整列を促すようにしてください。

(3) 店舗入口/受付

1.以下の場合には、入場しないよう要請してください。

① 来店時に検温を行い、体温が37.5℃以上の場合、または37.5℃未満でも平熱より高いことが明らかな場合

② 咳・咽頭痛などの症状（軽度なものを含む。）がある場合

③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

2.入場時の検温等により、有症状を理由に入場できなかった際、有症状者の入場を確実に防止するための措置（チケット代の払い戻し等）を講じて下さい。

3.店舗のすべての入口に、手指消毒用の消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的な点検を行う必要があります。

4.店舗入口の行列では、マスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）の着用を促すとともに、人と人との十分な間隔（1m）を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。

5.来店者にはマスク（やむを得ない事情がある場合にはフェイスシールド等）の着用を要請してください。持っていない場合は店舗が提供できるよう準備ください。

- 6.店舗は公演の企画にあたって、交通機関の分散利用や来店者の密集を制限する方策の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - 入場可能時間、開演時間の前倒し、入場可能者数の制限
 - 日時指定予約の導入
 - 大人数での来場の制限等
7. 1000人以上の来場者が見込まれる公演については、事前に都道府県と相談するとともに、都道府県において示される対応に基づいて実施の可否を慎重に検討してください。
- 8.持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 9.対面で受付を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはマスク（やむを得ない事情がある場合にはフェイスシールド等）の着用等により来店者との間を遮蔽するようにしてください。
- 10.余裕を持った入場時間を設定し、時間差での入場、開演時間の前倒し等の工夫を行ってください。また、受付の行列では、マスク（やむを得ない事情がある場合にはフェイスシールド等）を着用させるとともに人と人との十分な間隔（1m）を開けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- 11.現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- 12.入場時のチケットが発生する場合は、スタッフがもぎらず目視確認してください。
- 13.パンフレット・チラシ・アンケート等の配布は避けてください。

（４）楽屋、控室

- 1.常時機械換気等により換気に努めてください。
- 2.テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- 3.楽屋等出演者の控室では、手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を行い、対応が難しい場合には使い捨ての皿やコップを使用してください。

（５）トイレ

- 1.不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行ってください。
- 2.トイレに蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- 3.ペーパータオルを設置するか、個人のハンカチ等を使うように徹底してください。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないでください。
- 4.トイレの混雑が予想される施設の場合、マスク（やむを得ない事情がある場合にはフェイスシールド等）の着用を促すこと。また、密にならないようトイレの同時使用人数を必要に応じ制限するとともに、人と人との十分な間隔（1m）を空けた整列を促すようにしてください。

（６）物販

- 1.現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス

決済を推奨します。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ（キャシュトレイ）などを使用してください。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫をしてください。

- 2.混雑時は利用制限を行ってください。来店者に向けて、マスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）を着用させるとともに、人と人との十分な間隔（1 m）を開けて整列をしていただくように案内を行ってください。
- 3.物販エリア内の換気を徹底してください。
- 4.物販に関わるスタッフは、マスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）の着用と手指消毒を徹底し、ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。また、対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはマスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）の着用等により購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- 5.多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないか、ウィンドウなどによって来店者の手の触れないようにしてください。ディスプレイ用のウィンドウも消毒を徹底してください。

（7）厨房等の安全衛生管理

- 1.食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底してください。
- 2.食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性があるゴミ等の処理は手袋とマスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）を着用してビニール袋等に密閉して縛り、回収する。マスクや手袋を脱いだ後は必ず手を洗ってください。

（8）出演者への対応

- 1.出演関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- 2.本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。
- 3.機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- 4.その他、リハーサルや仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じるようにしてください。
- 5.できるだけ最小限度の人数での公演運営を依頼ください。
- 6.入店時に検温を行うこととし、発熱がある場合には出演を見合わせてください。
- 7.新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には出演を見合わせてください。
- 8.感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- 9.観客と催物前後や休憩時間に接触しないようにしてください。

(9) 周知・広報

1. 感染予防のため、来店者に対し以下について事前に周知してください。
 - 咳エチケット、マスク（やむを得ない事情のある場合にはフェイスシールド等）の着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 人と人とが触れ合わない距離の確保
 - 過度な飲酒への注意喚起
 - 来場時に検温を実施し、体温が 37.5℃以上の場合、または 37.5℃未満でも平熱より高いことが明らかな場合は入店できないこと
2. 平熱以上の熱がある方、5 日以内に平熱を超える発熱をされた方は来場を控えてもらうよう、事前に周知するようにしてください。
3. 公演ごとに、来店者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成に努めてください。また、来店者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
4. 来店前の検温の実施の要請のほか、来店を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
5. 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は来店を控えてもらうよう、事前に周知するようにしてください。
6. 接触確認アプリ（COCOA）及び各地域の通知サービスの活用を促し、その旨を事前に周知するようにしてください。
7. 入待ち・出待ちは控えるよう、周知してください。
8. 本ガイドラインに従った取組を行う旨をホームページや SNS で公表してください。

(10) 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

1. 感染が疑われるものが営業中に発生した場合、速やかに然るべき方法で隔離を行ってください。また、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
2. 来店者の連絡先を記載した名簿を整理し適切な期間（当面の間 1 か月を目安に）保存してください。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じるようにしてください。
3. 速やかに協会へ報告ください。

(11) 公演終了後の対策

退場時に来店者には交通機関や飲食店（二次会など）への分散利用や密集回避のため、時間差退場等の措置を実施してください。

以 上